運営規程 参考例　【認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護】

≪令和６年10月版≫

※この運営規程はあくまで参考例であり、各項目の記載の方法・内容については、事業所の実情に応じて作成してください。（指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護と共用で使用可）

|  |  |
| --- | --- |
| △△△指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕事業　運営規程  （事業の目的）  第１条　＊＊＊が設置する△△△（以下「事業所」という。）において実施する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を確保することを目的とする。  （運営の方針）  第２条　指定認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、要介護者であって認知症であるものについて、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものとする。  指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、その認知症である利用者が可能な限り共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。  ２　利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切にサービスを提供する。  ３　利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。  ４　地域との結び付きを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、他の地域密着型サービス事業者、居宅サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。  ５　利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。  ６　事業所において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。  ７　介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。  ８　前７項のほか、「田辺市指定地域密着型サービス等の基準等を定める条例」(平成25年田辺市条例第35号)に定める内容及び関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。  （事業の運営）  第３条　指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。  （事業所の名称等）  第４条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。  （１）名　称　△△△  （２）所在地　田辺市○○町○番○号　○○ビル〇階  （従業者の職種、員数及び職務の内容）  第５条　事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。  （１）管理者　１名（常勤・専従）  　　　管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項において指揮命令を行う。  （２）計画作成担当者　○名  　　　計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連絡・調整を行う。  　（３）介護従業者　○名以上　(うち○名は看護師）  　　　介護従業者は、利用者に対し必要な介護及び世話、支援を行う。  　　　看護師は利用者の健康管理を行うともに医療機関との連携体制の確保に努める。  （指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の利用定員）  第６条　事業所の利用定員は、○名とする。  　　　　　内訳　　１ユニット　　○名  　　　　　　　　　２ユニット　　○名  （利用者の生活時間）  第７条　利用者の生活サイクルに応じた１日の生活時間帯は、次のとおりとする。  　　　　日中の時間帯　　　　　　　６：００　～　２１：００  　　　　夜間及び深夜の時間帯　　２１：００　～　　６：００    （指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の内容）  第８条　事業所で行う指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の内容は、次のとおりとする。  　（１）第９条の介護計画の作成  （２）入浴、排せつ、食事、着替え等の介助  （３）日常生活上の世話  （４）日常生活の中での機能訓練  （５）相談、援助  （介護計画の作成）  第９条　計画作成担当者は、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕のサービスの提供開始時に、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通所介護等の活用や地域における活動への参加の機会の確保等、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した認知症対応型共同生活介護計画〔介護予防認知症対応型共同生活介護計画〕（以下「介護計画」という。）を作成する。  ２　計画作成担当者は、それぞれの利用者に応じて作成した介護計画について、利用者及びその家族に対して、その内容について説明し同意を得る。  ３　計画作成担当者は、介護計画を作成した際には、当該介護計画を利用者に交付する。  ４　介護計画の作成に当たっては、利用者の状態に応じた多様なサービスの提供及び利用に努め、介護計画の作成後は、他の介護従業者及び利用者が介護計画に基づき利用する他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行う。  （利用料等）  第10条　指定認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。  なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第126号）によるものとする。  ２　指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。  なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第128号）によるものとする。  ３　敷金については、入居時に○○○円を預かる。  　　なお、敷金については、利用者の故意・過失、善管注意義務違反、その他通常の使用を超えるような使用による損耗・毀損があった場合は、復旧する際の原状回復費用を差し引いて、退去時に残額を返還する。また、未払い家賃がある場合は、敷金から差し引いて家賃に充当することがある。  　　入居後３ヶ月以内の退去については月数に応じて返金する。  ４　家賃については、月額〇〇〇円を徴収する。  ５　食事の提供に要する費用については、次の金額を徴収する。  朝食　○○○円／回、昼食　○○○円／回、  夕食　○○○円／回  ６　光熱水費（個室の照明、空調電気使用料及び設備保守管理料並びに水道使用料及び下水道使用料）については、月額○○○円を徴収する。  ７　その他日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるものの実費について徴収する。  ８　月の途中における入退居について日割り計算とする。  ９　前各項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。  10　指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者（利用申込者）又はその家族に対し、運営規程に規定する重要事項に関する規程の概要、事業所の従業者の勤務の体制、サービスの内容及び費用等について文書（重要事項説明書等）を交付して説明を行い、利用者（利用申込者）の同意を得るものとする。  11　費用を変更する場合には、あらかじめ、第19条の運営推進会議に費用を変更する理由及び金額等を説明するとともに、利用者又はその家族に対し、事前に文書により説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名をうける。  12　法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。  （入退居に当たっての留意事項）  第11条　指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の対象者は要介護者又は要支援者(要支援認定２以上)であって認知症の状態にある者で、少人数による共同生活を営むことに支障がない者とし、次のいずれかに該当する者は対象から除かれる。  （１）認知症の症状に伴う著しい精神症状を伴う者  （２）認知症の症状に伴う著しい行動異常がある者  （３）認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者  ２　入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態にあることの確認を行う。  ３　入居申込者が入院治療を要する者であること等、入居申込者に対して自ら必要なサービスの提供が困難であると認めた場合は、他の適切な施設、医療機関を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。  ４　利用者の退居に際しては、利用者及びその家族の希望、退居後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等や保健医療、福祉サービス提供者と密接な連携に努める。  （緊急時等における対応方法）  第12条　指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を行っているときに利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は事業所が定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じるものとする。  ２　利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。  ３　利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。  （非常災害対策）  第13条　非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備するとともに、非常災害対策を推進するため、災害対策推進員を配置する。  ２　非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年○回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。  ３　前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。  （協力医療機関等）  第14条　事業所は、主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備  えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めるものとする。  ２　事業所は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げ  る要件を満たす協力医療機関を定めるよう努める。  　一　利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行  う体制を常時確保していること。  　二　事業所から診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保し  ていること。  ３　事業所は、１年に１回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した  場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出るも  のとする。  ４　事業所は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１  ０年法律第１１４号）第６条第１７項に規定する第二種協定指定医療機関（次項  において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第  ７項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第８項に規定する指定感染症  又は同条第９項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の  対応を取り決めるように努める。  ５　事業所は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当  該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議  を行う。  ６　事業所は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用  者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び施設に速やかに入  居させることができるように努める。  ７　事業所は、あらかじめ、協力歯科医療連携機関を定めておくよう努める。  ８　事業所は、サービス提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介  護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整え  る。  （衛生管理及び感染症の予防等に関する事項）  第15条 適切な衛生管理及び感染症の予防及びまん延の防止等のため、衛生管理推進員を配置する。  ２　利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。  ３　事業所において、感染症が発生し、又はまん延しないようにするため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。  （１） 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。  （２） 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。  （３） 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。  （業務継続計画の策定等）  第16条　感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。  ２　事業所の従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。  ３　定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。  （利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等）  第17条　事業所は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向  上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保  及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を  活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するものとする。  （苦情処理）  第18条　事業所は、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。  ２　事業所は、提供した指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。  ３　事業所は、提供した指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。  （運営推進会議）  第19条　事業所の行う指定認知症対応型共同生活介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。  ２　運営推進会議は利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員及び指定認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成するものとする。  ３　運営推進会議の開催はおおむね２月に１回以上とする。  ４　運営推進会議は指定認知症対応型共同生活介護の活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会とする。  (人権擁護）  第20条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、人権擁護推進員を置くとともに、従業者に対し、人権の擁護、虐待の防止等に関する研修を実施するものとする。  （虐待防止に関する事項）  第21条　事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。  （１）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。  （２）虐待の防止のための指針を整備する。  （３）従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。  （４）前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。  ２　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。  （身体拘束）  第22条　指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。  ２　指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。  （１）身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図る。  （２）身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。  （３）介護従業者その他従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。  （個人情報の保護）  第23条　事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。  ２　事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。  （その他運営に関する留意事項）  第24条　事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。  （１）採用時研修　採用後○か月以内  （２）継続研修　　年○回  ２　施設は、全ての従業者（看護師等、関係法令で定める資格を有する者等を除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。  ３　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。  ４　事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。  ５　事業所は、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕に関する記録を整備し、完結した日から５年間は保存するものとする。  ６　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は＊＊＊と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。  附　則  この規程は、令和○年○月○日から施行する。  この規程は、令和△年△月△日から施行する。  この規程は、令和□年□月□日から施行する。 | 留意事項等 |
| 第１条関係  ・「＊＊＊」は、開設者名（法人名）を記載してください。  ・「△△△」は、事業所の名称を記載してください。  第４条関係  ・所在地は、丁目、番、号、ビル名を正確に記載してください。  第５条関係  ・管理者は原則として常勤・専従で配置しますが、事業所の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務と兼務できます。兼務の場合は兼務する職種を明記してください。  【記載例】  （常勤・計画作成担当者と兼務）  第７条関係  ・「日中」と「夜間及び  深夜」の２つの時間帯  については、事業所ご  とに利用者の生活サ  イクルに応じて１日  の活動の終了時刻か  ら開始時刻までを「夜  間及び深夜」と設定  し、それ以外の時間帯  を「日中」とします。  第10条関係  第６項  ・水道光熱費、共益費な  どの名称の費用は、括  弧書きでどのような  性質の費用なのかを  明記してください。  第７項  ・その都度金額が変わる  性質のもののみ実費  としてください。  第12条関係  ・事業所で定めた緊急時の対応方法について記載してください。  第16条関係  ※令和6年4月制度改正関連  ・令和７年３月31日までは、経過措置期間として、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画を行っている場合には、減算の適用はありませんが、業務継続計画の策定等は、事業所の実情に応じ定めておくよう努めてください。  第17条関係  ・第17条については、令和９年３月31日までの間は経過措置が設けられています。  第21条関係  ・第１項第４号に規定する担当者は、前条に規定する「人権擁護推進員」としても可。  ※指針の整備や研修の実施を行っていない場合減算の対象となります。  第24条関係  第６項  ・「＊＊＊」は、開設者名（法人名）を記載してください。  附則関係  ・変更した場合は、履歴を記載してください。 |